

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市営農共同給水施設設置条例(平成18年南相馬市条例第166号)第9条の規定に基づき、南相馬市営農共同給水施設(以下「施設」という。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理及び事務の所管)

第2条 施設の主管課は、農林水産部農政課とする。

2 施設の適正な維持管理をするため、管理員を置くことができる。

(使用の手続)

第3条 施設を使用する者は、別記様式によりあらかじめ市長に申し込まなければならない。

(使用者の原状回復義務)

第4条 使用者は、その使用を終了したときは、施設の内外を清掃し、原状に回復しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町営農共同給水施設管理規則(平成7年小高町規則第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年2月12日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第 3 条関係）

南相馬市長

年 月 日

使 用 者  
住 所  
氏 名  
電話番号

市営農共同給水施設使用申込書

|                         |                 |        |  |        |
|-------------------------|-----------------|--------|--|--------|
| 使 用 目 的                 |                 |        |  |        |
| 使 用 す る 施 設<br>（○を付ける。） |                 | 北鳩原地区  |  | 小高地区   |
|                         |                 | 片草第1地区 |  | 片草第2地区 |
| 使 用 水 量                 | リットル(250リットル単位) |        |  |        |
| 使 用 料                   | 円               |        |  |        |

※ 使用料は、250リットル当たり105円とする。